

# 令和 6 年度 いじめ防止基本方針



日立市立坂本中学校

令和 6 年 4 月

## はじめに

令和2年4月1日施行「茨城県いじめ根絶のための条例」の趣旨を踏まえ、次のことに取り組むことを宣言する。

**いじめは、社会において、いつでもどこでも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があることを念頭に置き、生徒の尊厳を保持し、その生命及び心身を保護することを最優先に、いじめの未然防止をはじめ、いじめを早期に発見し、対処するための意識改革と仕組みづくりに教職員一同全力で取り組む。**

### 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

<具体的ないじめの態様>

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・新型コロナウイルス等の感染症に関連して、「（本人や家族が）感染した」等の差別をする言葉をかけられたり、いやなことをされたりする 等

#### (2) 基本的な考え方

本校では、いじめに対して、以下の点について徹底し、全生徒が安心して登校して学習やその他の活動に取り組めるようにする。

##### ① いじめをしない

生徒一人一人に「いじめを行ってはならない」という意識を浸透させる。

##### ② いじめをさせない

生徒一人一人の意識を高め、「友人にいじめをさせない」「友人の中からいじめで苦しむものを出さない」という考えを浸透させる。また、互いにチェックし合える関係性を構築させる。

##### ③ いじめを見逃さない

保護者や関係諸機関との連携を図りながら、学校全体で早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

##### ④ いじめを正確に判断する。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところでいじめが発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを組織で判断する。

### 2 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織

#### (1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<目的>

- ・校内のいじめの実態を把握し、情報の共有を図る。
- ・後述の「いじめ撲滅(根絶)委員会」の活動を支援し、生徒一人一人の意識に訴えかける活動を企画・実行させる。

<構成員>

校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、生徒指導部員、保健主事、SC

(状況に応じて、該当担任、市教育相談員、児童相談所、市子育て支援課の協力を得る。)

<活動>

年3回の定期委員会の開催と、いじめの発見・発生があった場合に開催する。いじめの防止・解消に向けて、協議を行う。

### 3 いじめ防止のための活動

#### (1) いじめ防止の措置

- ・生徒の豊かな情操と心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対し、支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため、学校行事、道徳、学級の時間を利用し、「いじめ防止キャンペーン」を実施する。

#### (2) いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を月1回実施するとともに、意見箱の設置等その他の必要な措置を講ずる。
- ・いじめ調査実施後、担任等との面談を実施する。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

#### (3) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

#### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、情報モラル教室を行う。

#### (5) 情報交換のための活動

- ・週1回の生徒指導部委員会と月1回の職員会議において情報交換を行い、共通理解を図る。
- ・いじめ早期発見のためのチェックリストへの記入と、学級学年の現状の確認を行う。

#### (6) 学校評価の実施

- ・いじめの未然防止、並びに早期発見・早期対応のための取組に対する評価を実施し、取組の見直しや改善に努める。

#### (7) 配慮が必要な生徒への支援

- ・配慮が必要な生徒について、個々の特性を踏まえた適切な支援を行い、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、すべての生徒が安心して生活できる環境をつくる。

#### (8) 道徳教育の充実

- ・生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育を充実させる。

### 4 非常時活動

- ・いじめ発生時には、いじめ防止対策委員会の構成員を招集し、事態の収拾と対応に当たる。

#### <いじめに対する措置>

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、当事者間の距離を置くような措置を講ずる。
- ④いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、日立市教育委員会及び日立警察署等と連携して対処する。

#### <重大事態への対処>

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、日立市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。  
※調査を開始する前に、被害者及びその保護者に対して調査方法の丁寧な説明を行う。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤市長による再調査を行う必要があると考えられる場合の判断基準は、以下の通りである。

- ・調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合
- ・被害生徒・保護者と確認した調査事項等の調査が十分尽くされていない場合
- ・学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ・調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

<いじめの解消の定義>

- ・いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること、かつ被害者が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。

## 5 その他の学校の取組

### (1) 生徒指導部員会

<構成員>

校長、教頭、教務、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、市教育相談員

<活 動>

今後の生徒指導の方向や施策の確認、校内の生徒指導の現状と対応について情報交換

<開 催>

週1回（水曜日）

### (2) 生徒を主体とした活動の推進

- ・生徒一人一人が、いじめに対する意識を高め、互いにそれを許さない雰囲気を作成するため、I B I活動を縦割り団活動の中に位置づける。（I B I = いじめ撲滅(根絶)委員会）

<構成員>

全生徒（19名）

<活 動>

- |   |
|---|
| ① いじめを許さない学校づくりのための署名<br>学級全員を対象として、一人一人がいじめを「しない」「させない」「見逃さない」学級を目指して努力するという署名を行い、教室に掲示する。 |
| ② 生徒総会でのいじめゼロ宣言<br>各学級での署名を受け、生徒総会の場で「いじめを許さない学校を実現する」という宣言を行う。                             |
| ③ I B Iの活動記録の掲示<br>いじめ撲滅(根絶)委員会の活動や、校内の状況について紹介や啓発を行うため、掲示物を作成する。                           |
| ④ 思いやりの樹<br>自分が他人にしてもらってうれしかったことや、かけられてうれしかった言葉を紹介する掲示物を作成し、コーナーを設けて掲示する。                   |
| ⑤ I B Iフェスティバルの実施<br>年1回、いじめに関する集会を実施する。生徒同士でいじめについて話し合ったり、絆を深めるゲームをしたりして、一人一人の意識を高める活動にする。 |

### (3) 性的マイノリティの理解促進への取り組み

<組織名>

坂本中レインボーコンプライアンス

<構成員> ※生徒指導部員会と兼ねる

校長、教頭、教務、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、市教育相談員

<活 動>

生徒・保護者からの相談に応じ、支援計画の検討・立案、ケース会議等の開催

<開 催>

週1回（生徒指導部員会と同時開催）